

## 寄付金に関する税制優遇措置のご案内

令和4年6月1日から、非営利型一般社団法人への移行により、本協会は法人のご寄付について税法上の優遇処置が受けられます。

### 法人からの寄付に係る税法上の優遇措置

本協会に対する寄附金は、一般の寄附金の「損金算入限度額」まで損金算入が認められます。この制度の適用を受けるためには、法人税の確定申告の際に、「寄付金の損金算入に関する明細書」の添付と本協会発行の領収書を保存していただく必要があります。

なお、損金算入限度額は、その法人の資本金や所得金額によって異なりますので、詳しくは税務署、税理士会相談室や税理士にご確認ください。